

「ぷかりぷかり」

(写真:横浜市・西川 邦彦さん)

シャボン玉が大きくふわりふわりと浮かんで楽しそうに行ったり来たりしていました。(令和3年11月撮影)

■場所:南台こどものもり公園(横浜市瀬谷区)

投稿写真募集中!
応募はこちらから



編集/発行(毎月1日発行)
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県 政策局 知事室
☎045(210)1111(代表)
☎045(210)3662 FAX 045(210)8834



県公式Twitter
@KanagawaPref_PR

※記事は11月16日時点の内容であり、変更になる場合があります



12月は「寄付月間」です。

欲しい未来へ、寄付を贈ろう

筋 電義手を使いこなせるようになるには一定期間の訓練が必要ですが、訓練用の義手は1台約150万円と高額で、乳幼児の場合は成長に合わせて義手の作り替えも必要であることから、日本では筋電義手があまり普及していません。県は、神奈川リハビリテーション病院に「筋電義手バンク」を設置し、皆さんからの寄付により、訓練に必要な義手を確保していきます。



あやこ
綾子ちゃん

左手を失った時はとてもびっくりして、「何で左手がないんだろう…」と思った。でも、頑張ったら自分にもできることはたくさんあるはずだから、大好きなダンスや、学校で何でも1人できるように筋電義手の訓練を頑張りたい。



「**筋電義手**」を知っていますか?

「筋電義手」は腕の筋肉から発生するわずかな電流に反応し、自分の意思で手の部分を動かすことで、物をしっかりとつかむことができます。

▼ 筋電義手バンクをご支援ください

ふるさと納税やブックキフなどにより寄付していただけます。



ふるさと納税



かながわ
キンタロウ
☆ブックキフ



筋電義手バンクについて詳しくはこちら

県内で活動するさまざまなNPOへあたたかいご支援を!

県内では多種多様なNPOが、子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援など、地域課題解決に向けて取り組んでいますが、運営費の確保が課題です。一年の終わりの12月に、未来に思いをさせ、ボランティアに参加してみたり、活動支援の寄付をしてみたり、私たちにできることをしてみませんか。



認定・指定NPO法人への寄付は、税制上の優遇措置を受けられる場合があります



NPO法人
セカンドリーグ神奈川
について詳しくはこちら

NPO法人
セカンドリーグ神奈川
ろっかくかおる
六角 薫さん



「食」と「地域」をつなげ、企業・団体・個人がお持ちの食品を生かすネットワークを構築し、生活にお困りの方を支援する団体を後方支援しています。個人でも、企業でも余っている食品を生かすことができます。ぜひご相談ください。

【上記記事に関する問合せ】

筋電義手バンクへの寄付については 県立病院課 ☎045(210)5043 FAX 045(285)9002 / NPOへの寄付については 県NPO協働推進課 ☎045(210)3703 FAX 045(210)8835

ともに生きる:

／今月は、県障がい者芸術文化活動支援センターの川村 美紗さんに伺いました!／

かわむら みさ

障がい福祉と芸術文化をつなぐ

県障がい者芸術文化活動支援センターでは、障がいのある方が、身近な地域で芸術文化活動に触れることができるよう、「つなぐ」「つくる」「支える」の3つの柱をもとに令和2年度から活動を開始しました。障がい福祉と芸術文化にかかわる相談窓口も設けており、日々さまざまなご相談をお受けしています。芸術文化に興味はあるが触れるきっかけがないというお悩みと同時に、障がいのある方たちの芸術文化活動を応援したいという声もたくさん寄せられています。県内のさまざまな地域で、障がい福祉と芸術文化が出合う橋渡しとなることを目指して、今後も活動を続けていきます。

県障がい者芸術文化活動支援センターについてはこちら



県障がい者芸術文化活動支援センター 川村美紗さん



このコラムでは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に共感していただいている方々のメッセージをご紹介します。



ともに生きる社会
かながわ憲章

ともに生きる社会 かながわ憲章

平成28年10月14日 神奈川県

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年7月26日、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、「ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

かながわ憲章

検索



【上記記事に関する問合せ】 県共生推進本部室 ☎045(210)4961 FAX 045(210)8854